

身体・知的・精神障がい者相談員がご相談に応じます！

小松島市では、身体障がい・知的障がい・精神障がいの
ある方、またはその家族のさまざまな相談に応じ、情報の
提供や助言などを行っています。

困った時などには、お近くの相談員までご相談ください。

■身体障がい者相談員

氏名	住所	連絡先	担当区分
きよはら けんじ 清原 健司	立江町	FAX 38・1119	聴覚
おおにし よしこ 大西 美子	立江町	FAX 37・1343	聴覚
かわの とみえ 河野トミエ	小松島町	☎ 32・0843	視覚
ひらま よりこ 平間ヨリ子	中郷町	☎ 090・ 7786・4567	視覚

(任期：令和6年3月31日まで)

■知的障がい者相談員

氏名	住所	連絡先
あおやぎ よしあき 青柳 芳明	江田町	☎ 33・2077
なかにし あい 中西 愛	立江町	☎ 37・0771 (みやま園)
ちようらく ちえこ 長楽千英子	坂野町	☎ 090・ 7148・6121
わたなべま さこ 渡部真佐子	小松島町	☎ 33・1402

(任期：令和6年3月31日まで)

■精神障がい者相談員

氏名	住所	連絡先
かみじ としお 上地 利夫	横須町	☎ 090・ 2820・2024

(任期：令和6年3月31日まで)

【お問い合わせ先】市介護福祉課 障がい福祉担当(市役所1階⑨番窓口) ☎32・2279/FAX35・0272
Mail:s-kaigo@city.komatsushima.i-tokushima.jp

第11回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の 請求手続きはお済みですか？

先の大戦の戦没者のご遺族に対して弔慰の意を表すため、第11回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を支給しています。令和2年4月1日現在で支給対象者に該当する方は請求期間内に手続きをお願いします。ご自身が該当するかわからない方は下記にお問い合わせください。

【支給対象者】

次の順番による先順位のご遺族お一人のみ支給を受けることができます。

支給対象者順位

戦没者等の死亡当時のご遺族で

- 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 戦没者等の子
- 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

【支給内容】額面 25万円、5年償還(年1回・5万円×5年間)の記名国債

【請求期間】令和5年3月31日(金)まで

※請求期間を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

【必要書類】

申請書類は担当窓口にあります。請求される方によって添付書類や必要な戸籍謄本等が異なりますので、電話または来庁により事前のご確認をお願いします。
※戸籍謄本等を取得していただく際に【本人確認書類】が必要となります。

【本人確認書類】

- 1点で本人確認可能なもの
運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード
- 2点以上で本人確認可能なもの
健康保険証、介護保険証、年金手帳等のその他の公的な本人確認証明書
- 代理の方が来られる場合には委任状が必要です。
委任状の様式等については、下記担当までお問い合わせください。

お願い

窓口での書類の記入等にお時間をいただきます。混雑時には窓口でお待ちいただくこともありますので、ご承知ください。

【お問い合わせ先】市市民生活課 公共交通・生活支援担当(市役所1階②番窓口)
☎32・2132/FAX33・2234
Mail:shiminseikatsu@city.komatsushima.i-tokushima.jp